

(前のページより続き)
特殊法人等

平成二十九年国土交通省共済組合の決算、平成三十年七月豪雨における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例、厚生年金基金清算終了・清算人退任関係
会社その他

三元

府令

○内閣府令第三十九号

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令を次のように定める。
平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令

第一条

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関しては、この府令の定めるところによる。

(参観料の徴収)

第二条 桂離宮の施設のうち宮内庁長官が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。

2 前項の参観料の額は、宮内庁長官が別に定めるものとする。

附則

この府令は、平成三十年十一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第一号

財務省

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第四条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第二百七十九号)附則第二条第五号の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める基準等を定める命令を次のように定める。
平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣臨時代理

国務大臣 梶山 弘志

財務大臣 麻生 太郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準等を定める命令

(対象貸付金を算定する基準)

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額は、同項に規定する水道事業等(以下「水道事業等」という。)に係る同項に定める旧資金運用部資金又は旧公営企業金融公庫資金の残高に、水道事業等の費用のうち当該公共施設等運営事業に係るものの占める割合を乗じて得た金額とする。

(水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する計画の記載事項)

第二条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令附則第二条第五号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

省令

令

○文部科学省令第二十六号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年七月三十一日

文部科学大臣 林 芳正

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則(平成二十三年文部科学省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正後	改正前
	(プログラム登録の公示)	(プログラム登録の公示)
	第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について官報で行う。

[略]

[略]

〔条を削る。〕

<p>(指定登録機関の名称等)</p> <p>第二十條 文化庁長官が指定する指定登録機関の名称及び行うことができる登録事務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一般財団法人ソフトウェア情報センター (昭和六十一年十二月十七日に財団法人ソフトウェア情報センターという名称で設立された法人をいう。)</p> <p>法第五条第一項に規定する登録事務の全部。ただし、昭和六十二年三月三十一日までになされた申請に係るものを除く。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---------------------------

附則 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

○農林水産省令第五十一号 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

<p>平成三十年七月三十一日</p> <p>農林水産大臣 齋藤 健</p> <p>植物防疫法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。</p>	<p>改正後</p> <p>別表二(第九條關係)(略)</p> <p>付表</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 カナダから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>二十一 六十四 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>別表二(第九條關係)(略)</p> <p>付表</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 カナダから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼの生果であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>二十一 六十四 (略)</p>
--	--	---

附則 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第七号

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令(平成三十年内閣府令第三十九号)第二条の規定に基づき、及び同令を実施するため、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を次のように定め、平成三十年十一月一日から施行することとしたので、公示する。

宮内庁長官 山本信一郎

- 一 参観の対象となる施設 桂離宮の施設
- 二 参観の認められる年齢 十二歳以上の者(小学生及びこれに相当する者を除く。)
- 三 参観料の額

次の区分による額とする。ただし、宮内庁長官が特に必要と認めるときは、参観料を減免することができる。

- (一) 十八歳以上の者(高校生及びこれに相当する者を除く。) 一名につき一回千円
- (二) 十二歳以上の者(小学生及びこれに相当する者並びに(一)に掲げる者を除く。) 免除
- (三) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事若しくは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合に限り、本人及びその付添人(付添人が二人以上あるときは、一人に限る。) 免除

○復興庁告示第二十六号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年七月六日付けで認定した復興推進計画(一関市復興推進計画(認定番号岩手第三十三号)に係る指定金融機関を平成三十年七月二十三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 名称 株式会社三菱UFJ銀行
- 二 住所 東京都千代田区丸の内二丁目七番一

○復興庁告示第二十七号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年七月六日付けで認定した復興推進計画(いわき市復興推進計画(認定番号福島第百号)に係る指定金融機関を平成三十年七月二十三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 名称 株式会社日本政策投資銀行
- 二 住所 東京都千代田区大手町一丁目九番六

○復興庁告示第二十八号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年七月六日付けで認定した復興推進計画(いわき市復興推進計画(認定番号福島第百号)に係る指定金融機関を平成三十年七月二十三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 名称 株式会社みずほ銀行
- 二 住所 東京都千代田区大手町一丁目五番五

○復興庁告示第二十九号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年七月六日付けで認定した復興推進計画(いわき市復興推進計画(認定番号福島第百号)に係る指定金融機関を平成三十年七月二十三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 名称 株式会社日本政策投資銀行
- 二 住所 東京都千代田区大手町一丁目九番六